

月例総会議事録

- 1 召集日時 平成29年4月19日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成29年4月19日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年4月19日（水） 午後4時02分
- 4 委員氏名

(1)出席者（23名）

（2番）池田 静枝 （3番）國澤 雅彦 （4番）田中 強 （5番）中山 哲
（6番）井元 均 （8番）木原 伸二 （9番）古谷 修造 （10番）兼石 勝博
（11番）田村 正信 （12番）石田 卓成 （13番）伊勢 治美 （14番）松永 博視
（15番）鹿角 清美 （16番）池田 圭介 （17番）和西 宗忠 （18番）内田 成男
（19番）三輪 栄一 （20番）高橋 金次 （21番）中川 竹彦 （22番）行重 延昭
（23番）岡村 幹男 （24番）湯面 芳恵 （25番）藤井 伸昌

(2)欠席者（1名）

（7番）吉本 典正

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 事務局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第27号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第29号 時効取得の通知について

報告第30号 現況証明書の発行について

報告第31号 畑地造成の届出について

報告第32号 農地法施行規則該当転用届出について

報告第33号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4 番 田中 強委員

6 番 井元 均委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから平成29年度1回目となります4月月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の連絡がありました委員は、7番、吉本委員、お一人でございます。

なお、出席委員さんは過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、4番、田中委員さん、6番、井元委員さんです。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議案に入ります。

議案第19号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページをお開きください。

議案第19号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されており、6件とも所有権の移転です。目的は、規模拡大が1件、新規就農が2件、相手方の要望によるものが3件です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の松永です。この件は先月から大変皆様方に御審議いただきまして、御迷惑をおかけしております。

それで、それからまたいろいろ本人ともお会いしたりして、営農計画書がまたきちっとしたものが出ております。5年にわたって梅と栗を植えると。最終的には防府市場に出すということで、その辺はきちんと本人から4月16日の日曜日に、この田んぼがあります近くに———のトラックやいろいろな資材を置くところがありますので、そこでいろんな話を聞きました。そして、この中にありま

す農機具ですか、防除機を現場でエンジンをかけていただきまして、確実に防除機から水が出るのを確認しております。

そして4月14日に、会長、会長職務代理と各小委員長3名と、果樹専門であります兼石委員にも参加していただきまして、現地が果樹をするのに適正かどうかというのも専門の立場から見ていただきました。現状は田んぼでございますので、かさ上げするのは当然であろうと兼石委員も言われます。そして、かさ上げして、農地に梅と栗を植えるということで、本人には農地パトロールもあるので、しょっちゅうここは見回りに行きますということだけは念を押しておきました。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、譲受人は耕作要件、農機具の所有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積ですが、満たしております。これは御両親が——のほうで田んぼをつくられていて、それを手伝っていると本人は言っておりますので。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率化、総合的な利用の確保に支障を生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件全てを満たしていると判断します。

そして、周りの田んぼの人にも、必ず挨拶に行って、水利のほうにも必ず挨拶に行くという確約をいただいておりますので御報告申し上げます。皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○17番 17番、和西です。この件は譲渡人、譲受人は御兄弟です。兄の——さんは——で、今妹の——さんはずっと——に住んでいらっしゃいますが、5月ごろ実家、田んぼの近くに帰ってきておられます。

実は、この2町がありますが、畑となっておりますが、田んぼつくって——自然でございまして、そこに20年になりますが、ハウスをつくっていたわけですが、譲受人のほうから身内の方がもう利用権設定を解除するということがございまして、ハウスということであれば——方がいらっしゃいましたが——

それで、そこを妹の——さんが畑としてソバと大豆というものをつくるということでございますが、よくわかりません。しかしながら、農地法第3条の3項、2項について、一応クリアしておりますが、別段——ので一応クリアしているのですが、許可要件は満たしていると思いますが、今後すぐ近くですで見守っていきたいというふうに思っております。

続けて、月に1回か2回帰って植える、すぐそばですので何かやっておられますから、それは見ております。別に問題ないと思っておりますが、皆さん方よろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○事務局 3番についてですが、今皆さんに郵送した議案書の中には、3筆ほどあるように記載しておりますが、今日机に置いておりました2ページ、差しかえ用のものをお配りしているとおり、1筆のみの第3条申請になりましたので御了承ください。

あと、借受人さんの耕作面積と家族の人数も変わっておりますので、確認不足で、借り受け面積の耕作面積に入っている面積は——さんのお父様の名義で、——さんも手伝ってらっしゃる農地ということでした。申し訳ございませんでした。

○藤井会長 今の説明に沿って、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 農業委員、16番の池田圭介です。議案第19号の3番は、所有権の移転、土地の状況でございます。

平成29年4月8日土曜日、午後6時ごろ、——さん、これは——さんのお父さんです。聞き取り調査並びに現地確認をいたしました。現地は——バスの終点から北の方角に300mぐらい入ったところにあります。——さんの実家があった場所は、——さんや——さんの家のすぐ、山ですからすぐ上にあるんですが、家のあった場所の周辺に、——の土地があります。

——さんの実家は昭和60年ごろ——を出て——に住まれ、——さんはレントゲン技師として——で生活をしておられるとのことでした。

——さんの土地は、——さんや——さんの家のすぐ近くであり、——さんの土地を荒らしたままにしておくと、——さんや——さん宅の生活に支障が出るので、——さんや——さんが草刈りをしたり、処理したりして周辺をきれいにして生活してこられたとのことです。

また、——さんに会われたときは、草刈り等をしてきれいに整地をしてほしいことを常々伝えていたとのことです。

——さんは、——の地を離れ——の生活が長く、もう——に帰ることもなく土地の管理も思うようにできないので、——さんの子どもさんである——さんに無償で譲渡することで話がついたとのことでした。

なお、——さんの連絡先を教えてくださいと言っていたのですが、とうとう連絡先がわからないということで、——さんのコメントはありません。

このことから、本件を農地法第3条の許可基準に照らし合わせますと、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては該当しないと判断しました。

4号の農作業常時従事要件につきましては、該当しないと判断しました。

5号の下限面積の要件につきましては、超えております。

7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条第2項第3号、第6号及び第33項につきましては、この案件は該当しておりません。

以上により、地元農業委員としては、農地法第3条による所有権の移転の許可基準を満たしていると思われませんが、皆様の御審議よろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番は該当の委員さんおられますので……

○18番 退席します。

〔18番 内田 成男君、退席〕

○藤井会長 それでは、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○19番 19番の三輪でございます。議案第19号の4について説明いたします。

——さんから要請されました——の——さんへの所有権移転でございます。

4月12日に、——の現地にて説明を受けたところでございます。——さんは、家の周辺に

1 ha強の畑を所有耕作しておられます。また、これとは別に、自宅前にあります——の農業法人、これが3 haちょっとあるんですけども、ここにも7反田んぼを預けておられます。現在——さんは、この——の農業法人の組合長として頑張っておられると聞いております。

農地は自宅から150 m程度で、自己所有の畑と隣接しておりまして、953 m²の畑になります。

譲渡人の——さんは、農機具は全く持っておられないそうで、田んぼは荒廃状態になったということですけども、——さんが整地されて今きれいになったという状況です。

水は——は周辺農地には全く影響はありません。——さんは資料の7ページにありますが、営農計画書のとおり農機具を自宅の倉庫に所有されたままの機械が確認されております。

農地法第3条の2項の許可基準を満たしております。面積も超えるということですが、これも満たしておりまして、特に問題はないと考えております。皆さんの御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

〔18番 内田 成男君、着席〕

○藤井会長 続きまして、5番、石田委員さんは退席をお願いします。

〔12番 石田 卓成君、退席〕

○藤井会長 地元委員さん、5番、お願いします。

○13番 13番、伊勢です。議案第19号の5番の所有権移転について御説明させていただきます。

位置は——線の——のバス停より東へ徒歩10分足らずのところに位置いたします。今月の10日の8時譲渡人が——さんと、譲受人が——株式会社というのを説明されました。その代表者は——様です。

9日の8時朝、御本人様と現地確認させていただきました。畑の保全管理は届いております。——さんに聞くと、たくさんやって大丈夫ですかと聞いたら、いや、まだまだ拡張したいとの返事でした。

そしてまた、譲渡人の——さんに11日の15時半にお会いしました。この——さんは——の出身で現在——のほうへ住居されております。この点は、——さんというのは兄弟、2人兄弟で、長男がいらっしゃいますが、遺言状が出てきて、この——さん、家、土地、田んぼ全てが相続物件だそうです。この——さんにも長男と長女がいらっしゃいますが、農業はもちろんやっていくことはないという、御本人さんも勤めがあつて、朝8時から5時までの勤務で、とても遠距離ではあるし、道具は何一つないということでした。

とてもじゃないけどできないということで、以前保全管理をされていた方に声かけていたら、たま

たま——さんがやられたそうです。その辺は——さんも——さんにということで喜んでいらっしやいましたが、やむを得ないかなと私も思います。

説明は以上ですが、皆様お願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○4番 事務局、これは、法人の明細か何か付けなくていいか。

○事務局 こちらには出てきていますけど。

○4番 皆さんに付けなくていいか。どういう会社か、それと面積が20aないんだけど、何かあったか。

○事務局 面積に関しましては、この後にですね……

○4番 まだ小さい何かがあるの。

○事務局 説明が不足と言われたのですが、議案第21号の基盤法で——さんの自己所有地を一部会社に……

○4番 それにしているの。

○事務局 移して、というので合わせて2,000m²を超えるように。

○4番 それならいいけど。なら、この法人の明細というのは。

○事務局 法人の明細を添付するものなんですかね。今まで法人さんが今回もらえるのがほとんど見たことがない株式会社なのだと思うんです。

○4番 謄本なんか出ているの。

○事務局 出てはいます。

○4番 出ている。ちゃんとしてやっている、それは登記しているんだろうから間違いないだろうけど。

○事務局 はい、定款とか登記事項証明書もこちらのほうにはございます。

○4番 出ているの。出とれば何だけど。

○事務局 中身で何かあれば。

○4番 だから、この株式会社作っているわけだから、それに定款で何しているんだろうと思うんだけど。

○事務局 そうですね。

○4番 別に問題なければいいんだけど、何も資料がなかったもので。

○事務局 ああ、そうですね、お配りしたほうがよかったかもしれません。

今、取締役が3人いまして、代表が——さんですけど。3名さんのうちのお2人が農業に年間150日以上従事されるということで、法人が農地を持つときの基準としては満たしていると。

もう一つ、農業の実績が収入がどうというのがあるんですけど、最近立ち上げた法人なので、あくまで見込みでしかないのですが、過去の実績がないので。

○4番 株式会社が農地を持つのは初めてじゃないかな。防府でも初めてと。

○事務局 防府市内では初めてだと思います。

○4番 だろうと思う。

○事務局 はい。

○4番 その辺の資料というのがついてなかったからどうかなと思って。初めてのケースだろうと思うから。

○事務局 そうですね。

○4番 本人さん本気でやるのはわかっているけど、法人として農業組合とか農事組合とかいうなら、農業法人なんかだといいいんだけど、株式会社だから、その辺がちょっとどうだったかなと思って。

○事務局 はい、すみません。

○藤井会長 定款には職種は何が載っているかね。

○事務局 定款には、目的がたくさんあるんですけど。

○4番 だろうね。

○事務局 農作物の——一番上は、集落営農法人としての業務全般と書いてあるんです。2つ目が農作物の仕入れ、生産管理販売。3番目が農業後継者の育成、研修生受け入れ等があって、ほとんどが農業に関する内容が書いてあります。ご覧になれますか。

○4番 いやいや、それはもういいけど。

○事務局 すみません、簡単に説明するより、たくさん目的があったので。

○藤井会長 今回のこの議案だけちょっと審議してもらって、あと石田委員に入ってもらってから。

○事務局 そうですね。

○4番 そして、農地を株式会社が持つのが初めてだから、いろいろ説明を。

○14番 明細は、伊勢委員が持っているから、発表してもらおうよ、ここで。一応これ見込みとかあるだろう。（発言する者あり）

○事務局 法人調書です。これ私のところにも出て、どこを発表しますか。売り上げ高はですね。

○14番 あ、見えないのか。

○事務局 いえ。売り上げ高は、今年が（「1,000万円」と呼ぶ者あり）1,000万円。2年目が1,200万円、3年目が1,400万円という見込みが。

○4番 これは決算書は毎年、例の……

○事務局 あ、そうです、例の。

○4番 公表というか出す必要があるね。

○事務局 なります、はい。設立時はしないんですけど。

○4番 しないんだけど、毎年なんでね。

○事務局 はい、最後の決算が。

○4番 はい、わかりました。いや、初めてのケースだからね、どうかなと思ひまして、はい。

○藤井会長 よろしいですか。

○4番 いいですよ。本気でやるなら、石田委員さんに聞いてみて。

○13番 13番、伊勢です。準備されている田、もちろん——が1,000株、それで——さんが2,000株、——ですか、これが2,000株投資されております。

以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見ないですか。よろしいですか。

○4番 わかりました。私のほうは。

○藤井会長 どうぞ。

○18番 18番、内田ですが。ちなみに、資本金は幾らですか。

○13番 それは記入されていません、これには。

○事務局 ちょっと待ってください。

○13番 株式だけで。

○事務局 資本金200万円です。

○18番 200万円。

○事務局 はい。発行済株式の総数が2万株になっています。

○4番 今のは1,000と2,000と2,000で5,000しかなかったね。

○事務局 いや、石田さんが1万株です。

○4番 1万株。1,000と聞いたけど、1万株ならいい。

○事務局 1万株で、あとほかにも、定款の中には株主さんの名前がほかにも。あ、いや、違うな。

○4番 昔と違うから、今3人何かあったら。

○事務局 はい、実質株主ですけど。

○4番 オーケーです。

○事務局 そうですね、はい。

○藤井会長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それじゃ、御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

〔12番 石田 卓成君、着席〕

○藤井会長 石田委員さん、この株式会社について皆さんにわかるように説明してもらえませんか。

○12番 今まで個人で担い手として地元で、耕作できない方々の田んぼをたくさんお願いしてやってきたところですけど、また今年も春先になるとどんどん頼まれるような状況で、これはとても1人じゃできないなということで、会社組織にして、私個人的に後ほど議員やらせていただくようになって従事できる時間も減ってきたので、———さんて———に、50町歩ぐらいやっている農業生産法人あるんですけど、そこでメインの作業された方がちょうどお知り合いになって手伝って会社入ってくださいということで、その方に今回出ている農地の隣にある一軒家をちょっと安く譲ってもらえたので、そこに住んでもらって、地元密着ということで担い手として頑張ってもらおうという目的で作った会社です。

なかなか、やっぱりどこの地域も皆一緒だと思うんですけど、引き受け手がない中で、あと若い人とか育てていかないといけないという中で、会社としてさせていただければと思って作らせていただきました。

○藤井会長 この件で何か質問があれば、この際だから言ってください。

○4番 非常に喜ばしいことで大変と思うんだけど、今資料見せてもらったんだけど、バレイショ作ったりで1年目に1,000万円の売り上げを計上すると、大丈夫。

○12番 僕は個人で今1,300万円ぐらいはやっているの。

○4番 いやいや、この田んぼと何とで1,000万円というのは。それは自分は1,000万円以上あると思うんだけど。この面積ともう1反ほど借りる土地があるね、これだけの田んぼで売り上げが1,000万円、大丈夫、バレイショとかそれくらいで。

○12番 そういう意味じゃなくて、ことし僕が今名義を移してない田んぼとか農地も含めて、全部もう会社のほうで……

○4番 に、今度移管して、またここへ出てくるわけ。

○12番 そうですね。

○4番 それの計算しているわけ。

○12番 計算、そのの。

○4番 それならいいけど、これだけじゃ1,000万円といたら、どうやって売るんだろうか、いくらインターネットで売っても（発言する者あり）、ジャガイモ1個100円で売らないと思ったから。はい、わかりました、頑張ってもらいたいと思います。

○藤井会長 だから、後で27号で出てくる、あの農地もそっちへ行くということなの。

○12番 今回はですね。ほかは今回まとめて会社のほうに自分が所有している部分とかはすぐ手続きできるので移そうと思ったんですけど、気候が今年はちょっと遅くなるということで、今回出てきてないような状況です。

○藤井会長 だから、皆さん、見ていただきたいんですけど、報告27号のところに出てくる農地は、合意解約の農地というところ。

○事務局 あっ。

○藤井会長 それとは違う。

○事務局 いやいや、石田さんの今おっしゃられている分は、今月で言えば21号とか22号にある基盤法。

○4番 21号の4本出てくるからね。（発言する者あり）

○事務局 これに……

○12番 これ1つじゃなくて2反以上にして、2反以上じゃないと取得できないんで、はい。

○事務局 第3条の取得のために1筆だけ今月上がっているんですけど、来月以降に公社を通じた分が載ってくる予定です。

○藤井会長 ああ、そうですか。

○事務局 その手続はもうされたということなので、多分来月に入ってくると思います。

○藤井会長 ほかに何かありましたら言ってください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 わかりました。じゃ、石田委員さん、よろしくお願いします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の古谷です。議案第19号の6は、——さんの農地を孫に当たる——さんに所有権移転する予定でございます。

現地確認及び申請者、これ御両親さんですが、ヒアリングを4月16日に行いましたので、この経過について御報告いたします。

この農地は祖母の実家近くにあり——川のすぐ土手の近くなんです、母が結婚したころから父が耕作されており、今回祖母の強い意向で孫の——さんに所有権の移転をされたものでございます。

なお、当該農地は、現在お米を作っておられ、現地に行きますと一連の耕作作業をされておりました。

お手元の資料の11ページの営農計画書に記載ありますように、今までお手伝いされていたんですが、今度は自分の農地としての自宅の中で従来のお手伝いから積極的に農業に取り組んでみたいという意向がうかがわれております。

また、農機具等についても確認いたしましたが、ここに記載あるとおりでございます。

それから、事務局より事前に送付されました許可基準該当表第3条の分ですが、農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限については、第2号、第3号、第5号、第6号は、あらかじめ事務局のほうで確認済みのために、私とすれば第1号、第4号、第7号について確認をしております。

第1号の全部効率利用要件については、当該農地は今までどおり、この家屋で耕作がされるので、耕作要件、農機具の保有状況等から、この農地の全てを効率的に利用されるということ間違いのないと思います。

次に、第4号の農作業常時従事要件ですが、これもまた今までどおりであり、特に問題ないと判断をいたしております。

第7号の地域調和要件でございますが、これも今までと全く変わらないということで、特に支障は生じないというふうに考えます。

以上のことから、地元委員としては、農地法第3条の第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入りますけど、ちょっと私のほうから確認しないといけないですね。この6番もですけども、3番もそうなんですけれども、これは家族で親がやっていたら子は何もしなくても所有権の移転ができるんじゃないかなかったですね。

○事務局 何もしなくても、ではないですね。

○藤井会長 これは、しているかしていないかは、何をもって確認するかですね。

○事務局 現在しているかどうかということですか。

○藤井会長 うん、そのとおりで、どこまで現在しているのか、これからする気があればいいのか、どういう申請の仕方を通るのか。

○事務局 現在の、借受人の欄の耕作面積に関しましては、同じ世帯とか同居の家族の面積はここに入ってくるようになっていきます。農業は家族単位とするものだという考えで、例えばこの、——さんのところにある5万9,000m²は全部お父さんが今耕作されているんですけど、当然——さんも手伝ってらっしゃるだろうということで、ここに下限面積の要件としては入ってきます。

今後新しく——を所有権移転された後に——さんがされるかどうかというのは、この営農計画書にあるとおりであるというふうに……

○9番 その辺は全部ヒアリングしています。補足しますと、農地法はあくまでも世帯主義をとっております。したがって、基本は家族経営なんです。だからそこはしっかり農地法の建前を尊重したいというふうに思います。

それから、今のこの人がやるかどうかということですが、今お父さん——さんという、高橋委員さんよく御存じの人なんですけど、この方にこれと奥さんが——さんですか、御両親に会って、ちょうど後継者育成するのを、田んぼも、私も経験があるが、自分で農地を持つ、この感覚はちょっと違うんです、お手伝いと自分が農地持つというのは全く違うんです。

だから、ぜひよく御指導して後継者育成してくださいということで、改めて頼んでおります。それ

は任せなさいということで、何かしないとやっぱり多分取り組む人は、自分の土地であるかどうかは非常に大事だろうと思います。そのためには、私はこういうケースは今から出てほしいなと、そんな考えでございます。

○藤井会長 わかりました。今の御意見も含めて審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、議案第20号、事務局お願いいたします。

○事務局 御説明いたします。議案書の4ページ、資料の13ページからになります。

議案第20号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が11件出されております。転用目的は太陽光発電設備が6件、建売住宅1件、長屋建住宅1件、駐車場1件、農家住宅敷地拡張1件、進入路1件です。

受付番号1、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積8.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積6.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号3、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積6.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号4、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積3.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号5、建売住宅です。農地区分は集団農地面積7.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号6、長屋建住宅です。農地区分は集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号7、駐車場です。農地区分は集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号8、農家住宅敷地拡張です。農地区分は集団農地面積89.8haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。

受付番号9、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積38.1haの農地で、施行規則第

45条第2号に該当する第2種農地です。

以上です。

受付番号10は、進入路です。農地区分は集団農地面積0.06haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号11、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第20号の1番について説明いたします。

農地法第5条の規定による太陽光発電設備設置の許可申請です。4月13日の午後1時半から市事務局2名と國澤小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。場所は議案書の13ページをご覧ください。——地区で国道2号線のすぐ北側になります。——の麓です。

4月17日に譲受人の——株式会社の——に電話でお話を聞きました。譲渡人の——さんは、元警察官で県内を転々としていらっしゃったそうです。現在は——に住んでいらっしゃいます。平成13年に親から相続され、相続で取得されてまして、この——の近所の方に年に数回草刈りを頼まれて管理保全としてきちんと維持されておりました。このたび——さんのほうから相談がありまして購入されたとのことでした。

ごらんのように地形も随分変形しておりますけど、面積がありますので、大丈夫だというお話でした。現地を見させていただきますと、以前は耕作皆さんされておりましたので、イノシシの被害の柵なども現在残っております。そのあたりの話と、くれぐれも近所の方とのトラブルには気をつけてくださいますようお願いいたしました。

以上でございます。皆様方の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方をお願いします。ございませんか。

○4番 ちょっと議長いいですか。この案件だけじゃないんですけど、この太陽光はここでの農業委員会での許可で農地がなくなって、ほかの各部での許可というのがないんですよね。

本人さんはこれでいいんだけど、例えばこの案件でも、すぐ隣の——という土地がありますね、14ページをあけてもらえれば。ここに——に太陽光ができれば、この太陽光やるのは周りの人の同意が要らないわけですよ。ところが、先で、——に違う、今度は全然所有者が違うから、ここに事業計画をしたときに、太陽光ならいいんだけど、ほかのものを建てるということになったら周りの同意が要るわけですよ。

そうなったときに、果たして——が許可をくれるかどうかで、まず太陽光で建物が建てば、極端なこと言ったら、この14ページの地図でいくと、南西方面に土地があるわけだから、建物が2階

建てを建てれば、太陽光に太陽が当たらなくなる。そうなったときに、果たして同意がもらえるかどうかということなんです。片一方はもう太陽光つくってれば既得権があるわけですよ。

だから、この太陽光というのは、ほかでも話題になってちょっともめた案件もあるんですけど、もう防府かなりやっているから遅いんだけど、もうちょっと真剣にならないと先で問題が出てくるんじゃないかと。

これは法的に拒否できないんだけど、これを建てる時にどうにかして周りの同意をもらう。それと同時に、要するに確約書、今度その隣の人が物事をするときにはスムーズに同意するという一筆とることができないですかね。必ずこれ、以前温度で全国でもめたことがあるんだけど、今この同意で必ずもめてくると思うんですよ。これ、どうかして一筆とる方法はないものだろうか。

これ本人さんの同意が要らないから、周りのですね。どういうものができるか、近所じゃわかるんだろうけど、今度自分でやる時にね、同意がもらえないんですよ。この例えば今1番だったら何か———か何か知らないけど、———ですか———の会社の同意が要るんですよ。そのときにこれ同意しないとされたら、この隣の自分の土地を使うことできないんですね。これは認めただけに、これはたくさん———、———その他であちこちで認めているけれど、必ず同意くれないと思いますよ、太陽光、自分のところシャットアウトされるんだから。そうなったときに、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思うんですよ。

反射した今の温度の問題も全国的に今出てますけれど、それ以外に同意の問題というのが。そうかといって、市の開発指導課が同意なしで開発許可を与えてくれれば、行政として与えてくれればいいんだけど必ず同意をとれということなんです。同意をとらなければ許可おりない——全部おりないということはないんですけど、おりない場合もあるんですよ。そうしたときに、太陽光に必ず自分ところが先にやっているから、既得権があるから認めないと必ず言いますよ。そのときに問題が出てこないかと思うんです。

ちょっと遅きに失するけど、何か考えてこないとですね。今拒否できるのはここだけですから、そこで皆許可しているから、太陽光認めないというわけにいかないけど、ここで何か一筆覚書で確約書でもとっておかないと。この前道路の問題もあったけど、今度は将来隣の人が自分の土地を活用しようとしたときに法的制限がかかってくる場合が出てくると思うんですよ。そのときにどういうふうになるかと。

ただ、今全国でまだ訴訟が起きてないから、判例もまだないから、今なんだけど、必ず今から先、出てくると思うんですよ。だから、阻止できるのはこの委員会だけだから、できたら、こうこうで将来隣で物事ができたときにはスムーズに同意をするという一筆とっておくと周りの所有者の人は。

特にこの今の25日で、右側、東側は山だからいいんだけど、西側のこの土地に物事ができたときに、必ずストップかけますよ。作ったほうが既得権がありますからね。そうなったときにもめる可能

性が出てくるから、遅きに失するんじゃないんだけど、何か考えておかないといけないと思うんですけど。ひとつ皆さんの意見聞いてみてください。実際問題が今防府市で起きてます。

○藤井会長 今の御意見に対して何か御意見があればお願いします。

○22番 今隣接の用地の同意要件は。

○4番 開発したときにですね。

○22番 開発のときは……

○4番 要ります、ものを建てるときに。

○22番 要るのかね。

○4番 要ります。

○22番 転用のとき要らないよね。

○4番 転用は要りません。建物が建ったときに。

○22番 開発申請のときにいるか。

○4番 開発申請に同意をとってくれ、行政が同意が要らないというならいいんです。ただ、同意だけでなく今度は営業権で既得権があるから、これなら一番については、この————か、この会社からものを建てるときに、要するに既得権があるから営業妨害するということで訴訟が起きます、必ず。それを起こさないようにしておかないと、今度この隣の————の人もしくは————の人が一緒に事業起こそうとしたときに、ここです。営業妨害したという形になって、訴訟問題が起きてくると思うんですよ。

今のなぜかと言ったら、この太陽光に同意がいるんなら、周りが同意したじゃないかということでオーケーが出るんだけど、同意が要らないだけに自分のところは同意が要らず、今度人がやるときに同意が要る。そのときに営業権、要するに既得権があるから、営業妨害したということで訴えられて物事が振り出しに戻ると、何もできなくなるという可能性が出てくるんですよ。

だから、これをちょっと考えてあげとかなないと、将来どうか大変なことが起きるんじゃないかなという一つの考えがあるもんですから。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 開発に同意が要るということで、全て何か法律で定められた何かがあるんですかね、今言われることは。

○4番 法律では開発と、問題は開発のときには一応同意をとってくれということ。だけど、同意がとれなければ理由書で済むの。理由書出せば、もしくは自治会長いろんな何で開発許可おりるんだけれど。

ただ、行政上の開発許可だけでなく、隣の今回で言えば、————の会社から営業妨害、要するに既得権の問題があって、太陽光だから太陽が当たらないから、その建物は建ててはいけないとい

う訴訟が起きたときに、必ず既得権があるから、この——の——の——のほうが法的にはもう保護されるから、こっちが強いですから、なら隣の人は何にもできないということですね、建物も建てられなくならないかと思って。一筆もらっておけばいい、そのときに。ここで一旦しますよと。

○12番 その同意書で、大した根拠もなく今同意書とか理由書を出せと言えてるんだったら、太陽光のときにもね……

○4番 いや、だから……

○12番 前、独自条例作ることできないかと、事務局に確認していただいたことの中では難しいという、法令系の回答だったみたいなんですけど。やっぱり——の辺とかでもね、自治会の同意がないと、建てるようにしようじゃないかという話にもなっている、そういう話題になったりするところもあったりもしますし、その辺も一回考えていかないと、今の田中委員さんも言われたのだけじゃなくて、本当さまざまなトラブルが将来起こる可能性は大だと思うんで。

○4番 そうはいってもね、今まで許可しているからね。（「まあまあ」と呼ぶ者あり）今回から同意と言ったら、それはもめるもとになるけれど、何か考えてやっていかないと。

もう、これぼつぼつ終わりですかね、事務局、太陽光は。もう値段いくらになったかね、いつまで、4月までだったですかね。

○事務局 この4月、3月末までだと思っていたんですけど。

○4番 まだ続きそうな。

○事務局 まだ出てるので、何かしらの方法があるんだと思います。

○12番 なかなか終わる、終わるといって終わらないから。（発言する者あり）

○2番 2番の池田です。今田中さんがおっしゃるのは本当によくわかるんですけど、私も言ったことがあるんですけど、法的にそういうものは何もないというお話でした。

ここの件に関しては、割と段差のあるところなんですよ。田んぼが段々になっているところ、だから、将来ほとんど高いビルが建つようなところじゃないですね。——の田舎ですしね。棚田が順々になっているから、ここの——と——との間は、ちょっと高さがあります、段差があるので。だから、ここの件に関しては、そのようなことはほとんどあり得ないのではないかなと思っています。

以上です。

○藤井会長 ですけど、本当にやろうと思ったら、それこそ条例変えてもらわないとですね、田中さんおっしゃるように役所か何かをとる。

○4番 同意書とってればね、問題が起きたときに。

○藤井会長 拘束力がないので。

○4番 協力するということをね。

○藤井会長 それは押さないで開発ができるんなら業者も押さない可能性もありますからね。

○4番 開発許可だけじゃなくて、私が太陽光やっているのであれば、隣に自分の太陽光当たっている方向にビルができればですよ、ストップかけますよ、工事の。自分のところの営業を妨害したということになるから。必ず裁判所認めるから。

○藤井会長 だから、こういうことがないように書かせるということに反対もするでしょう。

○4番 そうですね。

○藤井会長 当然。

○4番 それはもう絶対反対。そうかといって今さら気づいて、今までやってないから。（発言する者あり）実際今から出てきます。実際今2件ほどもめているところがあるからね、訴訟になるとかそういう、まだそこまでいってないけれど。

○藤井会長 よう詳しくあれじゃけど。

○4番 営業権、うちはこれだけやっているのに、うちの営業妨害するなということ。何しろ場所とっているからね。太陽が当たらないといけないのだから、都会みたいに太陽が当たらなくても、例えば町なかだったら建ぺい率が80とかまで、それは当たらなくてもいいんだけど、ちょっとしたところ太陽が当たらない、特にここ。そこで建物、例えば平屋ぐらいならいいけど、2階以上の建物建てたときに、太陽が当たらなくなったら、それは文句言うね。そこでやるほうは自分の土地じゃないかと、家をつくろうが何だかと言ったって、片方から営業妨害したということ訴えられたら、恐らく今の法律じゃ負けると思います。

○12番 全国の事例では、景観上のこととかを理由に条例を作っているのはやっているのがある。

○4番 やっているか。

○12番 大分県由布市なんですけど、5,000m²を超える場合、かなり大規模な場合ですよ。景観とか損なうからということで、次の説明及び近隣関係者への説明に係る報告書を含む届出をする、そういうのがあるんですけど。ただ、同意を得るまでは書かれていないですけどね。ただ、必要だと思う。

○4番 そうだね。今このあたりはほとんど50kWだからね、一番小さいやつだから、50kWといっても結構パネルがあるから、あれを阻止というかストップしたら、かなりになるからね。だけど、もうぼつぼつ考えておかないと。なぜかと言ったら、ここだけですね、この話ができるのは。だから、将来のことを考えたら。

この太陽光に同意が要る、周りの同意が要るというのは問題ないんですよ、独立しているのだから、同意が要らないだけに勝手にできるから。

○藤井会長 今、太陽光関連で訴訟になっているのは、どんなケースがある。何かいろいろあるでしょう。事務局、何かつかんでない。まぶしいとか何とか言って。

○4番 温度は訴訟になっているのかね、ニュースでいろいろ流れたけど。訴訟には今になっているのかね、あれは。

○18番 なっているでしょう。

○4番 なっているのかね。だけど……

○18番 いいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○18番 私も後ほどこういう案件があるんですが。今田中委員さんがおっしゃったのは、周辺農地の開発が云々ということなんです。（「そうです」と呼ぶ者あり）例えば今、池田さんがおっしゃったのは、民家、前に落差があるところだから問題ないと思うんですが、——さんというお宅がありますよね、この13ページ。これは太陽光は南に向けて建てますよね、大体、パネルを。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、これ落差があるから問題ないと思うんですが、私の後の案件はね、落差がないんです。だから、これ農地の関係の同意書も必要ですが、例えば太陽光の——さんのこれは例えば平地だった場合ですよ。——さんのうちの反射熱。

○4番 そうよね。

○18番 反射熱でどれだけの、たまったものじゃない。おまえ、補助金出せと、エアコン代出せとかですね、そういうふうな問題にもならざるを得ないですね。そういうこともあります、これ同意書というのは、この場限り。太陽光は大体が辺鄙な所で建てます。

○藤井会長 池田さんのところにも、家の近くに建っているのが過去にありましたよね。そのあたり特に問題出てきてないですか。

○2番 荒れているよりいいという話でした。セイタカアワダチソウが散ってきて、もう器官に来るとか病気になるとか言われて、それよりはいいということで。

○4番 まだケースがないのかね、隣というか南側もしくは南西方向に建物が建つという。

○藤井会長 ここがというか何か月か前にやったんじゃ、防砂林か何かというものを実績に建てたメーカーもありましたよね、どこか。

○事務局 ——ですかね、——。

○藤井会長 ——かね、どこか。

○4番 反射を皆やったの。

○藤井会長 反射をやるために家との間にね、防砂林を作るって。

○4番 ただ今まで隣がものを建てたときに、太陽光に日が当たらなくなったとき、こういう問題がまだ起きていないだろうと思う。必ず今から出てくると思うんですよ。

ただ、こういう田舎で、今遊んでいる土地とか逆に becoming ようなところは皆さん喜ぶけど、例えば市街化区域の中でも太陽光たくさん作っているわけですよ。そういうところを今言うように、市

街化区域でも届けだけで、作っているわけですよ。それ必ず問題が出てくると思うんですよ。

○14番 一ついいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○14番 ——、私のエリアの中で建っているところ、今田中委員も言われた自治会の承認がいるというのは確かに、すぐそばに家が建っている。その前に道路にフェンスを作ったとか、いろんな問題が、小問題が出まして、すぐ厳しくなって、その土地の所有者ですね。所有者が自治会のだ真ん中に1,000坪そばに持っているんですね。そこにソーラー建てられたと、もう一番周り家ばかりだし、たまったものじゃないというので、建つ前に自治会の承認が要するという、拘束力があるかどうかは知りませんが、そういう問題を定義したということらしいです、話を聞けば。確かにソーラーが建っているすぐそばに今言われる南側に家が2軒あるんですね。多分それで問題が起きたんだろうと思うんですね。

○22番 農地転用すべからず日照権が将来出てくるのは、太陽光だけじゃないですよ。

○4番 ないです、それを。

○22番 規制をしたいという気持ちは我々持っているんですけども。例えば建物建てても、今度は裏の人が日照権をやっぱり言うということも、いろんなケースがありますね。

○4番 そうですね。

○22番 何かの基準を作らないことには、ここで規制することはできませんね。

○12番 いいですか。開発のときに同意が要る、それが無理なときには理由書が要するというのは、何を根拠にそういう指導されているんですか。御存じないですか、事務局のどなたか。

○22番 地区の土地改良区とか、あの同意じゃない。

○12番 それ何を。

○22番 あれは拘束力ないんだから。

○12番 ないでしょうね。ないけど、これ求めるんだから、今でも事務局、それ求めてもいいんじゃないですか、太陽光の申請出される方。ないけど、そういうことやっているんだから。

○事務局 それは強制力がないので。

○12番 今ないですけどね。（「はい」と呼ぶ者あり）ただ、開発のときにはそれをやっているのでしょう。

○事務局 開発の申請には。これ開発にはならないですよ。

○事務局 今、石田委員のおっしゃっているのは、開発許可が任意でとっているのだったら、うちも任意でとったらいんじゃないかという。

○12番 うちも任意でとればいいですが、こういう問題が各地で発生しているのだから。それ農業委員会で任意でとることを決議したからということで、任意で取り組みするというのはいつの抑止力と

いうかね、というのは働くんじゃないかなと。

○事務局　ちなみに、開発が任意でとっているのか、法的にとっているのかわからないんですけど、あの開発がとっている同意書というのは、例えばその隣接の方が、いや、どうしても出さないと言われたときには理由書を出すんですけど、その理由書が適法な理由なのに、隣の方がただ同意されないというだけだったら、こういう理由で適法だから通る、合ってると思いますみたいな理由書書くんですけど、それで通すんですよ。

ということはつまり、こういう案件でそういうふうに周辺の同意をとってきてねといっても、ほかの法案でその同意書をとるということが必須なものじゃないので、そうやって逃げられるという可能性は多々あると思います。

○12番　そうですね。

○事務局　はい。

○4番　いや、そのとおりなんですけど、例えば開発をかけるのに同意が、今いうようにとれないと。理由書で行政としてオーケーが出ても、今度は反対に会社、太陽光のほうから営業妨害、要するに太陽が当たらないじゃないかということで訴訟になったときにね、一筆とっておけば楽だけど、とってなければ訴訟になったときに物事が進まないわけよ。それは何かと言ったら、もう既得権で認めているから。もう建物建ててから、例えば……

○事務局　おっしゃることはわかるんですけど、それと将来の開発の話というのは別の話ですよ。

○4番　いや、別な話だけど、将来だが問題が出てきたらいけないから同意をもらったらどうかということを行っている。

○事務局　例えば、太陽光で今同意をとっても、その次の開発のときに、その会社が同意されるかどうかまた別の話です。

○4番　いやいや、だから一筆とろうという。周りの人がいろんな開発したり、いろんなことをやる時には賛成するということ。

○事務局　その旨を同意をとるということですか。

○4番　そういうこと。

○事務局　この太陽光やっていいですかの同意をとるわけじゃない。

○4番　誘致の同意じゃないの、周りの人が今度いろいろな事業するときに、反対しないというような一筆をとっていたほうがいいんじゃない。実際それでもめているところがあるから言うの。

○10番　本来それは、国が考えることですよね。

○事務局　それは、さすがにちょっと本筋から外れているような気がするんです。

○4番　いや、だけど。

○事務局　この太陽光することに対して、周辺に同意をとってこいと言われるんだったら、まだ言われ

ていることはわかるんですけど、周辺に開発がかかったときには絶対同意しますという同意書という
のおかしくないですか。

○4番 いやいや、だからね、もらうときに同意というのはね、将来なんだけど、同意をとっていたら、
こうこうで物事をやるときには、あんたのところ協力したんだから、今後うちも協力しなさいという
ことが言えるわけ。だから……

○事務局 それでも次……

○4番 今これだったらよ、周りの人の話は全然関係ないわね。

○事務局 はい。

○4番 例えば直面する、私が隣の土地持っとったら、わかったと。同意してあげるよと、ね。だけど、
今度自分がやるときには、ここで頼むよと言って、そこで話ができるが、今なら全然話ができない。

例えば、今の1号、だんだん時間が長くなるから申し訳ないけど、——の人がやっていてよ、同
意書もないわね、どんな人かもわからないので、勝手に作ってよ、ね。知りません、それよりは、こ
れを作るときに、ここだけが窓際だから、アドバイスで話を、同意じゃなくてもいいけど、とにかく
周りの人に話をしてあげなさいと。

なら、隣の同意した以上は、自分が物事をやるときには、それが違反すればやらないかもわからな
いし、協力してもらうかもしれない。

○事務局 これに同意が要る、要らないを決めたのは、農地法じゃなくて経済産業省なので。だから、
経済産業省のほうで、そういう規制がかかれば当然、さっき石田さんも言われたように、うちが判断
することじゃなくて、どっちかと言うと経済産業省が考えるべきことだと思うんです。

○4番 だから、それで、今言うように問題が起きたら、ここが最後のとりでだから、ね。我々が地区
の農地を持っている人がどういうふうに今からするかわからないけど、それを保護してやるのも一つ
の手だから、このときにどうかしていたほうがいいんじゃないのと私が言っているの。今さらやれと
言ったら、それは大変よ、難しいよ、今までやってないんだから。

○事務局 どっちかと言うと、農業委員会は周辺の農業への影響のほうを考えるのがメインなので。

○4番 考えるなら同意をもらいなさいといていたらどうかねと。

○事務局 その農業に影響が出ないように、ちゃんと周辺に説明しなさいよと言われるんだったら、そ
れはそうだと思うんですけど。隣が開発したときにどうというのは、また話があれですけど。

○4番 それはそうだけどなら農地がでкинように説明をしなさいという一筆……

○事務局 一筆とる。

○4番 全部話をしましたという、ね、周りの人の。そのときに話を聞いた人は、将来いろんな計画が
あれば、そのときにこうしてくれということは言えるかな。

○事務局 それは私ができる、できないは判断することじゃないので。農業のしやすさに関連する話だ

ったら、それは検討の余地はあろうかと思いますが、それができる、できないは、私では。

○12番 以前も法令係に聞いていただいて、難しいという回答だったんですけど、こうやって景観を理由に条例を作っているところもたくさんあるわけで、決して不可能じゃないと思うんですよね。なので、作業部会内で作っていく中で、ちょっとメンバーも替わるかもしれないですけど、法令係の人らにも入ってもらいながら、そういう先進的なところ、条例作られているところを視察、見に行ったりとか、そういうのもしながら、今後どう対応していくかというのを模索していくべきじゃないかと思うんです。

○事務局 今防府市にも景観法はあるんですよ。いわゆるそれに類するものはあって、都市計画課が作っているんですけど、その……

○12番 それとは趣旨は違うけど。

○事務局 農業委員会から発して作るというんだったら、ちょっとまた別の話になると思うんですけど、景観法のほうで縛ってくれというんだったら、都市計画課に言われたらいいんじゃないかと思いますけど。

○12番 確かに景観を損なうんだからね、農村の風景は。

○4番 だけど、実際の今の景観法は今のあれとはまたちょっと違うと思う。

○12番 ちょっと違う。

○事務局 地区計画の中身というんですかね。

○4番 ちょっと長くなるから、議長、すみません、次行きましょう。

ただ、頭の中に入れてほしい。次もどんどん農業委員さんやられて、まだどんどん太陽光が出てきて、必ず今から3年、5年、10年先には、防府でも訴訟問題がたくさん出てくると思います。そのときに、田中がああいうことを言っていたの、こうだったなというのを頭の中に入れておってほしいと思います、必ず出てきますから。

調整区域はそこまではないかもわかりませんが、市街化区域にたくさん作っているのは出てきます。そのときには、ああいう話があったなというのを思い出してください。

これで私の話を打ち切ります。

○藤井会長 改めてまた議論しましょう。

○4番 はい。

○藤井会長 じゃ、もとに戻りますよ。

○4番 迷惑かけました。

○藤井会長 25の1番（「賛成やってないやろ」と呼ぶ者あり）賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、3番、地元委員さん、お願いします。

○2番 2番の池田でございます。20号の2番、3番について説明いたします。農地法第5条の規定による太陽光発電設備設置の許可申請です。

4月13日、1番で出ました——の調査の後、参りました。4名で現地調査確認をいたしました。場所は議案書の19ページをごらんください。北側に山陽本線がございます。その南のあたりです。

それで、3番も今グリーンで囲ってある、その右側で隣り合わせの土地でございます。4月17日に譲受人の——さん、——さんという女性の方が担当していらっしやいまして、その方と電話でお話しました。

——さんはこれまで自分の田の耕作をずっと続けておられまして、また近所の田も扱って耕作されていまして。ところが最近、足を悪くされてまして植えられなくなり、それから隣の田んぼも管理できないという状況になられたそうです。そこで——さんのほうから、——のほうへ相談がありまして、隣の——さんの田も一緒に太陽光をとという話が進んだそうです。

——さんは水路の清掃等も水利組合の——さんと連携して現在も川堀りとかあぜ道とか土手の草刈りなど、話があればすぐされているとのこと。地元の管理をしていらっしやいますので、トラブルがあればすぐに対処しますとのお話でした。

以上です。皆様方の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。（発言する者あり）ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○4番 みんななってしまったね。あ、真ん中がまだ残っているのか。

○藤井会長 事務局、このぐらゐの建ぺい率で何か言われんかい。

○事務局 大丈夫だと思うんです——ちょっと待ってください。

○藤井会長 3割は割っているだろう。

○事務局 3割は割っています。

○藤井会長 そうだろう。

○事務局 ——さんの所有地2357のほうで27%、もう一つのほうで28%ぐらいです。まあ確かにちょっととは思いますが、まあまあぐらいですかね。

○藤井会長 これは増やすというわけにもいかないもんね。（発言する者あり）

○事務局 増やす、その分余剰がふえるというか、お金にならない部分が増えるような感じにはなりません。

○藤井会長 一体だから、49が3つというわけにはいかない。今ならできるんだろう。

○事務局 一体で3つにするのは、経産省の許可が必要になるので、ちょっと厳しいかな。今からは厳

しいかな。

○藤井会長 徹底的に絶対建ぺい率のことを、県のほうの審議会で言われるんですよね。現状では現地はこれどうしようもないですね。

○4番 1町だからね。何もわからなければしょうがない。だから隣同士だから、3つというわけにはいかないね、狭くなるか。

○藤井会長 わかりました。そういった問題があるところ、もう仕方ないということで、可決承認させていただきます。

続きまして、じゃ、4番。地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の古谷です。議案第20号の4は、——さん、——さん、これ御夫婦なんですが、その土地を今報告のありました——が太陽光発電設備のため農地を購入して太陽光をしたいという申請でございます。

4月12日に農地の現地確認を兼石小委員長代理さんと事務局の方で、また——さんと電話でヒアリングをいたしております。

それから、4月15日、担当の行政書士や私のほうへ来宅されましたので、ここでお願いなりヒアリング等をいたしましたので、この結果について御報告いたします。あと2件、きょうは別の議案がありますが、担当行政書士さんは同じ方でございます。

この農地の場所は、お手元の資料の31ページに記載ありますが、県道——線の——のすぐ隣にあります——のすぐ北側県道沿いにあります。当該農地は、最近では耕作された形跡はありませんが、また農業するということも今後ないということでございます。

このお話があったのは、ことしの2月ごろで、いろいろ御夫婦で話された結果、農地を手放すということになったようでございます。

今ちょうど田中さんのほうから話されましたが、私もその辺太陽光発電設置については大変危惧しております。それで担当の行政書士さんには、最近反射による温度あるいは角度によって非常に反射そのものもありますので、そういった苦情があることから、この設備の角度、これがどの程度で今設置予定なのか、またすぐ南に、理髪店があります。この方にも若干事前にお話をし、後で苦情が出ないように十分配慮いただきたいということで、これがなかなか強制力ないのでお願いしなかったんですが、その辺についてお願いをしております。

また、——の資金調達について、資金繰りですね、これについては今——の2番、3番で説明がございましたが、これと合わせたもので金融機関から融資が受けられる予定になっております。この点では特に問題ないと考えます。

なお、この農地は2種農地でございます。周辺の他の土地では、事業の目的を達成することができない場合は許可してもよいという規定があります。立地基準及び一般基準ともクリアしているものと

判断をいたしております。

地元委員としては、この許可基準について、特に問題はないものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

御意見がないよう……

○20番 20番、高橋です。——の中では、ここは一等地ですね、大きな道の。田んぼはほかに売ろうかというのはないんですかね。大きな道の前を太陽光にするって言って、地域の人たちがほかにあんまり利用価値があると考えた人はおられないんでしょうね。

○9番 農業そのものをやってやろうかという人が、まず地元にはいないです。これ——のところでなかなか、親しくまだ話せないというか、兼石委員さんは奥さんが同級生、——さんですか、ということで、たまたま農地が——地区にあるということで私が担当だけど、実際は田の持ち主の方がやられると、もうちょっと突っ込んだ話ができたんじゃないかと思います。今やり手がないからもう、今回決めたと。

○藤井会長 これもさっきのものと一緒に、建ぺい率27%ですよ。これで切れば——がなくてもパネルは座ると思うんですよ。（「そうやね」と呼ぶ者あり）それを売買できないからこういう形になるんでね。

○20番 こういう土地は太陽光やめて、別の用途で家を建てるという転用はきくんですかね。——土地ですよ。

○4番 将来防府が発展していくんだけど、その中で一等地になりますよね、こういう県道のそばはね、大きい道路のそばだから、もったいないですよ、入り口を太陽光で、道路そばはね。何かいい方法はないかなんだけど、現状はこれならしょうがないよね、本当もったいない。

○12番 ほとんど2種農地はそれぐらいしかない。

○4番 ないね。（発言する者あり）

○藤井会長 何か御意見ないですか。なければ、採決に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないですね、採決に入ります。賛成いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、田中です。先ほどから長々お話してから申し訳ございません。

20号の5について、建売住宅の申請が出ておりますので結果を御報告させていただきます。

場所は、——から——に行く県道沿いです。37ページをあけてもらったらよくわかるんですけど、もう申請地は東側が宅地化されています。西側細長い土地、これも梅が植えてありますかね、畑地、砂利してから高くされております。その間に挟まった田で、なかなか水はけも悪い、いろいろ作りにくい田でございましたけれど、——さんと譲渡人さん2名の方から譲受人の不動産業者に譲渡されると、建売を建てるということで。

周りから考えてほかに迷惑——北側には田んぼがあるんですけど、排水その他別に問題はないし、周りの田に迷惑もかからないんじゃないかと思っております。そういうことで地元農業委員としては、別に問題ないんじゃないかと思っておりますので、皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の古谷です。議案第20号の6は、——さんの農地を不動産賃貸業をされておられます——さんが購入して、——のアパートを建てたいとする農地転用の申請でございます。

4月12日に兼石小委員長代理さんと事務局の方で農地の現地を確認し、また先ほど言いましたように4月15日に、担当の行政書士さんが来宅されましたので、ここでもお願いなりヒアリングをして4月17日に——のこの建物の関係の担当者とのヒアリングいたしましたので、この結果について御報告いたします。

なお、——さんは、——に任せるということでございましたので、今回ヒアリングについてはいたしておりません。

当該農地の場所は、お手元の資料の43ページに記載がありますが、県道——線、旧国道2号線ですが、これの——交差点の北側30mぐらいのところにあります。新しく作られました県道沿いに位置しております。

この農地は保全管理のみで随分長い間営農がされておらず、また後継者の方もおられません。去年の12月ごろより、この農地を手放したいというのが相談があったらしくて、——のほうでその対応されて、県内でアパート経営をされている——さんがいろんな諸条件等を考慮されて、ここがアパート経営では適地と判断されて、この申請地を制定されたということのようでございます。

44ページに、今回農地転用の予定の図がありますが、すぐ北側に——さんの農地があります、耕——。まず、このアパートが2階建てのアパート、非常にうなぎの寝床みたいな細長い農地でありますので、2階建てのアパートを建てる日照権の問題、この辺があるということ。

それと、今、この——さんの農地の排水、田んぼの水を落とす、その排水路が——さんの田を通して川に落とすというような仕組みになっております。それで、私のほうで図面で見ましたら、今度、46ページちょっとお開きください。ここに図面が、アパートが2棟建つわけですが、その真ん中にちょこんと点線がありますが、ここが排水路だということで、実は説明を私も受けたわけですが、ちょっと待ってくれと、ここにフェンスを付けたわけですね。いろんな今度完全によその敷地になりますので、川ざらいもできない、そういったことで、これはちょっと私、水利関係もお世話しておりますので、これちょっと問題だということで、一応お話をした結果です。

この図面にはないんですが、一番端っこのほうの右側のほうですかね、ちょうどそっちのほうの合併浄化槽がありますが、あのすぐそばを幅30cmのU字溝、これにグレーチングをかけて川ざらいというんですか、ごみがかかったときに対応ができるような、このように変更をしてもらっております。

それから、日照権の問題については、これは——のほうで今ごろ何かコンピューターで、この角度で太陽、月と言ったですか、例えばお米をつくる時期、この間でコンピューターで計算すると余り影響ない。ただ1mぐらい若干日陰になるんじゃないかという説明で、——さんのほうはその程度ならということで了承したというふうに聞いておりますが。この辺についても私のほうで——さんのほうへアドバイスいたしまして、その辺チェックしなさいよということで、——がそのような対応したというふうに報告を受けております。

それから、——さんの資金調達につきましては確認をしておりますが、金融機関での融資は受けられるということの予定でございます。当該農地は2種農地でございます。先ほど言いましたようなことで、特に問題はないということでございます。

報告は以上ですが、地元委員としては、特に問題はないと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 議案第20号の7は、——さんと——さん所有の農地を——株式会社が自社トラック等の駐車場として農地転用したいとする所有権移転の申請でございます。

4月12日に兼石小委員長代理さんと事務局の方で農地の確認をし、4月15日、この担当の行政書士さんとヒアリングし、また、4月17日に地元の水利組合長さんと一緒に——株式会社

の————さんに、これはお願いとヒアリングをいたしておりますので、この結果について御報告をいたします。

なお、——さん、——さんは、事前に私のほうにこのお話がありましたので、特に今回はヒアリングをいたしておりません。

余談ですが、——さんのこの今の当該農地は、私が年に2、3回、草刈りの保全管理をしている農地でございます。この農地の場所は、お手元の資料の49ページに記載ありますように、————の直線で20m、これらのところにあります。————株式会社がここに拠点を構えた、そのときからこの当該農地の購入について交渉されていたということのようですが、地権者からよい返事が得られなかったということで、お手元の50ページの真ん中左側の端に————というのがありますが、ここを借りて大型トラックの駐車場にしていたということですが、実はもうこれ地権者が、もう契約継続しませんということ言われたそうでございます。それで、これ大型トラックですから、すぐすぐその駐車場確保は難しゅうございます。改めて、今回、——さんと——さんにお話をされたところ、両方ともいいですよというお返事をいただいたということでございます。

実は——さん、——さんとも、御主人を亡くされていて、また息子さんはおられるわけですが、農業をやられるような方ではございません。————株式会社から見れば、今回長年望んでいた土地というものを取得されたということで、利便性、効率性、この上申し分ないということで、私どものほうは言われていたわけでございます。

ただ、私、水利組合長と、地元の水利組合と一緒にいったというのは、この農地には農業用水路、いわゆる青線が通っております。ちょうどこれが駐車場になりますと、この会社の敷地内に入るということになって、また大型トラックの出入りがあって大変危険ということもあります。

また、今既設の用水路、大型トラックがその上を通りますと、破れてしまうというようなこともありますんで、この水路の買い取りかあるいは付け替えるという制度があるんですが、それについて双方で話し合ってもらったということでございます。その結果、非常に社長悩んでおられたんですが、付け替えという方向で検討しようということに今なっております。

当該農地は2種農地でございますので、周辺の他の土地では、事業の目的を達成することができない場合は許可してもよいという規定がありますが、まさにこの申請はこれに適合しているものというふうに思っております。

なお、立地基準及び一般基準ともクリアしているものと判断をいたします。

報告は以上でございますが、地元委員としては、特に問題ないと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、お願いします。

○14番 14番、松永です。25の8について説明いたします。

場所は、———のすぐ近くです。———と———の間ぐらいです。県道、———というバス停があるんですが、55ページあけてもらおうと、そこから下の方向に向かっていくと道が二手に分かれて、———さんという黄色で囲んだところの左側に点線である建物がありますが、これが今———さんの長女がやられていますパン屋さんなんですね。その前を駐車場にされて商売をされて、結構はやっているんですね、このパン屋さんは。

そして、家のほうに入る道も本当はこっちの道を広げたかったらしいんですが、なかなか所有者との意見が合わなくて、今グリーンの線で囲ってありますが、あそこなら売ろうということで、———さん本宅に入るところの道をこのたび求められるということでございます。

そして、この———さんの中に、57ページをあけてもらおうとわかるんですが、家族7人が住んでおられまして、どうしてもこの道が家族が多いので要るということで今回に至りました。

地元委員としては、問題はなかろうかと思いますが、皆様方の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、可決承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の内田です。——地区のこの前から引き続いての連鎖の太陽光発電。4月13日に事務局2名と和西さんと私とで現地を確認させていただきました。

現地は61ページですが、国道2号線の———より———方面200mぐらい、こういう場所ですが、12月の定例会においても、今回のマーカーがある1つ隔てた左側、これが12月に太陽光の申請を受けて承認していただいた場所で、一つ隔ったところですね。

譲渡人は、同じ地区に居住されている———さんという方ですが、当該地は田んぼなんです、2、3畝ほど春野菜は植えてありました。現状は田であります、畑ですね。周辺は畑で活用されているところは非常に多いんです。農地として遊休農地もかなりあるんですが、どうにか畑として活用されている方が多いです。今回隣が太陽光になったので手放すことになったようです。今後もまた、

この周辺また連鎖が起きるんじゃないかというふうに思います。

譲受人は、前回と同じ——の——という株式会社ですが、61ページの当該地の上に前回と同じように——さんというお宅があります。このお宅が——のお父さんなんですが、実質経営者のお父さんなんですが、この——さんが前回と同じように、この——地区のもう4カ所にもなるんですが、全て用地買収であるとか契約設置後の管理とか譲り渡しの交渉であるとか、全てこの方がやっておられます。

排水の関係は全部U字溝が設置してありますので、そこへ自然流下というふうな格好でございます。隣の畑なんかについても、高低差40cmぐらいで法面对策は必要はございません。

翌日の4月14日に、——さんに私の家に来ていただきました。前回と同じように、62ページの申請地があるんですが、ここの上下、左右、全部農地所有者に了承を得たということを前回と同じようにお聞きしました。そうすると、これは全て完了している、了承は得ているということでございますので、その報告を受けました。周辺農地の土砂流出、防除処置に問題はないと思います。皆さん方の御審議をお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

ちょっと事務局に聞きたいんですけど、これは2種農地ですよね。

○事務局 はい。

○藤井会長 どっから2種農地になっているんですか、この地図では。

○事務局 今回の2種農地が認められているのは、——出張所から500m以内。

○藤井会長 そうですね。

○事務局 という案件で認めています。——出張所から直線距離で500m。

○藤井会長 それ500mを超えたら1種農地になっとるわけですね。

○事務局 そうです。なので、この当該地は500mなんですけど、すぐ上とかすぐ東側、北とか東側の土地に関しては500mに入らないと。

○藤井会長 だから、その辺にもう2種農地があったら、これ以上広がりはないということですね、太陽光は。

○事務局 北とか東側には広がらないですね。

○18番 そうですね。今の申請地に上に——さんの所有の土地があるんです。先にそこに御自分の所有農地を太陽光にしたいという申請をされたんですが、1種農地ゆえに許可ならないということなんです。だから前面の小学校寄りに手をかけたということなんです。まだ相当ありますから、相当いくんじゃないですか。

○事務局 そうですね。この南側、この見切れているあたりですけど、そのあたりに出張所があつて、

そこからの500m以内は集団農地面積が広くても2種農地ということになっています。

○藤井会長 確かに集団農地面積38.1だから、立派な1種農地要件満たしているんですけども、出張所あるばかりに、ここ2種になっているわけだね。

何か御意見ないですか。

○4番 あれはちょっとでもかかればいいのかね。丸々かからないといけないのかね。

○事務局 つい先日、県のほうから指導があつて、今まで県は、端から端ではかつてくれと言われたんです。

○4番 一番遠いところね。

○事務局 一番有効にとれるように。それで、この2月ぐらいに、県から端と端じゃなくて中心と中心で測ってくれというのを、今まで間違えていましたというふうに話があったんですよ。

今とりあえずオーケーと、この件がもう話聞いていたので、オーケーと言っている分があるんですけど、いいですかと言ったら、それはいいと言われたんですけど、今後は中心点と中心点で測ってくれと言われたので、多少このあたりが変わってくるとは思います。

○藤井会長 ほかに御意見ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。9番、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、可決承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、内田です。——地区の住宅用進入路への転用でございます。

4月13日に事務局2名、和西さんと私とで現地確認させていただきました。現地は67ページですが、県道——線——道、——よりちょっと西に入った——という集落でございます。現地周辺は68ページのとおりなんですけど、ほとんど山林なんです。山の中に1カ所だけ——さん、——さんという農地があります。この農地を14m²だけ進入路で転用をするということでございます。周辺は全て山でして、この田んぼの畑については何も耕作されていませんでした。ただ草だけは管理されていましたが、トラクターも入らないような。

今回申請に至った経緯は、——さんのお宅が67ページのマーカのちょっと左上ぐらいに位置するんですが、使用されている今の進入路を見ますと、非常に狭いんです。私道なんですけど、幅1.8mぐらいしかありません。これを通行して——さんのお宅に入らないといけないですが。

そのずっと私道のそばに深い側溝があるんです。それに現状は鉄板が敷いてありました。全部10枚ずつ、家に入るまで。途中にため池もあるんですよ。これは大変危険極まりない、よくぞ長い

間我慢されたというふうな気がいたしました。

今利用されている進入経路は、4軒の民家があるんですよ、67ページ見られたらよくわかるんですが、それぞれ狭い道いっぱいに住宅が建っています。だから、最初——さんは、その宅地を少しずつ分けてもらおうというようなお考えだったんですが、とてもじゃないが、分けてもらえるわけにはいかないということでございます。

69ページの事業計画書にもありますように、別の進入路を計画されて、周辺の山林を分けてもらって、迂回にはなりますが68ページのとおり、相当な大金がかかるそうです。大金をかけて新たな進入路を計画されたということでございます。

71ページの被害防除計画でも周辺が皆山林ですから全く問題ありません。

当日、——さん御本人さんにもお話をしましたが、よく我慢されたという気がいたしました。この案件については、もう全く問題ないというふうに思います。皆さん方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番内田です。太陽光の転用許可です。先ほどの——さんの件とは全く違うんですが、別な所です。

4月13日に事務局2名と私とで現地確認させていただきました。現地は73ページ、県道——線の——道路より市道西へずっと入って行って、山陽本線沿いの——地区というところなんですが、そういうところに位置します。

74ページのマーカーのこれが該当地です。地目は畑が2枚、田んぼが2枚ですが、今ではもう全く水利権もなく、これ水利権放棄されたみたいですね。全て遊休農地になっております。どうにか草刈りは近所の方でされていたようですね。山陽本線の真横に位置しますので、そばには自転車専用道路があると、きちんと舗装された道路がある。昨年よりこの農地を売却要望も受けた、私も受けておりましたが、誰も手を挙げていただける方はいらっしゃいませんでした。

譲渡人の——さんですが、10年ぐらい前までは76ページの設置図、申請地の真横に家があります。1人で居住されたんです。奥さんもいらっしゃいません、子どもさんもこの近くにはいらっしゃいません。老人施設に入所されておられたんですが、体調を崩されて、現在は息子さんが——に住んでおられるので、その——のほうに住んでおられます。年は80歳ぐらいです。当然農地の管理は不可能でございます。

借受人の——さん、個人ですが、——の方ですが、一さんとは全く他人であります。4月14日夜に電話をかけてお話をさせていただきました。どういういきさつだったかと言うと、不動産屋さんより紹介されて適地だと判断されて、今回の太陽光設備申請に至ったようでございます。

77ページの被害防除計画ですが、これも周辺農地には全く影響はございませんが、気になったのは76ページの角に住宅2軒があるんです。これが下の上に住宅があるんですが、一番上が——さんの自宅なんです、空き家です、76ページです。その下が——さんというお宅です。その下が——さんというお宅なんです、この——さんは留守ですから、これが2階家なんです——が問題ないと思うんですが、——さんと——さん、この2軒が大変もう気になったんで、現地を確認後にちょっとお伺いさせてもらおうというふうな気持ちで行ったんです。——さんはお留守でした、——さんとはお話ができました。

この太陽光パネルから、大体3、40m離れたところ、ともに——さん、——さん、これは両方平屋ではあるんです。平屋ではあるんですが、ちょうどだから太陽光パネルが南へ向けるので、どうしてもこの——さん、——さんの裏手に来るんじゃないかというふうな気がしたんでお伺いさせてもらったんです。だから、そういう設置状況なんです。

だから、北側ですからね。この——さん、——さんに窓はなかったですね。家の裏手になる。だから問題はないとは思いますが、一応念のために御意見を聞かせてもらいました。

そういうふうなこともありまして、こういう点を——の——さんにお話をさせてもらいました。だから、この点、了承とっておられますかというふうにお話をしましたが、不動産屋に一任しているということだった。でも私がこの2軒をお伺いさしてもらったのには、そういう了解はなかったというふうなお話なんです。だから、もう一度、あなたのほうが施工責任者ですから、きちっと了承という、お願いしますというふうにお願いしました。そうすると、善処はいたしますという回答を得ましたので安心いたしました。

農業委員としては、これ以上はもうやることはできないんじゃないかというふうに思っておりますが、皆さん方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。11番、可決承認いたします。

続きまして、議案第21号と22号、一括で上程させていただきます。

該当の委員さんがおみえですけれども、今回はいいでしょう。よろしくお願いします。事務局。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書7ページに内容を記載しておりますので、ごらんください。

議案第21号につきましては、平成29年4月26日公告予定の利用権の設定の申請が4件提出されております。農地の集積面積は6,477m²でございます。

内容としまして、4件中使用貸借の設定が2件、賃貸借権の設定が2件、新規3件、再設定1件となっています。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第22号、8ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書第8ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第22号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件です。内容としまして、議案第21号、前ページ、7ページの番号1、2、3について、公社から貸し付けを行うものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、議案第21号、22号、一括で審議させていただきます。何か御意見のある方はお願いします。

また、地元委員さんで追加説明ある方はよろしく申し上げます。御意見ございませんか。

22号の1番、この——さん、これ、どういう方が御存じの方おられましたら説明してもらおう。

○3番 これ新規就農。新規就農ですね。今ミカンの支援塾。

○藤井会長 どういう状況かわかったら、ちょっと皆さんに教えてあげてください。

○3番 どうやって言いかわからんけど、一応支援塾にミカンでやられている。ミカンでやっているということで、——さんが田んぼとは思うんですけども、あの周りをかなり——さんのミカン園とか、現実——さんがミカンの柑橘部会の部会長さんで、——さんについて研修ということでやられて、新規就農で本格的にやられているということで果樹のほうやられるということですけど。プラス、プラス何か違う。基本的にはウンシュウミカンでやるんですけど。

○藤井会長 この前、農林水産振興があつてから、新規就農者の支援を農業委員会が責任持って対応するという話をさせてもらってますので、当のメンバーとしても、あそこの地区だから國澤委員さん。

○3番 一応この前名簿をいただきまして、——さん、——君は私が一応6月までは審査してもらうということでやらせてもらいました。

○藤井会長 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　ないようですので、採決に入ります。議案第21号、22号、賛成いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第21号、22号、可決承認いたします。

あとは報告事項が第26号から33号までございます。目を通していただいて、御意見ある方はお願いします。

これ私勘違いしてましたけど、この議案第27号の合意解約の理由、ちょっと説明していただけないですかね、地元委員さん。石田委員さんの関係が。

○12番　13ページの6番なんですけど、うちの家内が譲り受けに至ったわけなんですけど、——で——さんというこの農地1町ぐらい作ってくれ、作ってくれと頼まれて、草だけ刈ってあげてたんですけど、地元のほうから要は水路の工事をするのに、その横に道を、仮設道路を作るので、それを残したいという相談を受けて、この——さんの家が相続がうまくいってなくて、その道が作れなくて、相続の同意が得られないから。

誰か農業者が借りてくれれば、耕作上の便で道路が付けたほうが、付けないと農作業に支障が出るということで、僕の名前でお借りして、僕が農業やるのに計画一応作って残して、地元は残してほしいということだったんで残したんですけど、うちで1年ほど管理している——の——という自然薯をつくる、取り組んでいるというのがおられるんですけど、それがそこ一帯で畑にしたいということで、今回僕は使いたい方は大歓迎なので、解約させてもらって、そっちの方に作ってもらおうということです。自然薯作られた、鈴屋の——がある場所ということで解約しました。

○藤井会長　ありがとうございました。

——の件は。

○19番　19番、三輪ですけども、——の——開作、また——開作1町歩ぐらいちょっとあろうかと思いますが、それで今事業として、農業競争力強化基盤強化事業ということで、その8町歩あたりを全部田んぼ集めて、1カ所に集める。今作っている田んぼ1カ所に集めるということでやらせて。作っている方が自主的に移動して1カ所に集めるということで、今ここに載っております——さんとか——さんとか、11、12ページに載っております皆さんは、その関係で、おまえここへやってくれ、俺はこっちをやるからという格好で、番号あちこち移動しまして1カ所に集めて、仕事がしやすいようにまとめてやるということでの移動だと思います。

一応この事業はもう既にやっておりますけども、農地を集めることによって——といいますが排水

施設を全部やります。排水施設をやって、それでまた米を、また裏を作って、畑、麦と一緒にこの事業で植えるということで、面積も1.4倍ですかね、1.4倍の面積を裏も作って植えていこうということで、国と県、地元負担がかかりますけども、補助で30数年までちょっと時間がかかりますけど、補助の状態によってはちょっとかかるかもしれませんが全部やっていこうということで、農地を集積したということで、集積のための田んぼの——の移動ということで、11、12ページ載っているのが、認定農家、大型農家の方がほとんどであるかと思います。

一応事業的には今進んでおりますので、若干植えますけど、草も残るかもしれませんが、事業は進んでおるということでございます。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

そのほか報告事項に関して御質問のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案は閉じたいと思います。

午後4時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 4月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員